

昭和六十年通商産業省令第七十号

半導体集積回路の回路配置に関する法律に基づく登録機関に関する省令

半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）第二十八条第一項及び第二項、第三十条第一号、第三十三条第二項、第四十二条並びに第四十五条第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、半導体集積回路の回路配置に関する法律に基づく指定登録機関に関する省令を次のように制定する。

（用語）

第一条 この省令で使用する用語は、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号。以下「法」という。）で使用する用語の例による。

（機関登録の申請）

第二条 機関登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
- 二 設定登録等事務を行うとする事務所の所在地
- 三 行おうとする設定登録等事務の範囲
- 四 設定登録等事務を開始しようとする年月日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
- 二 最近の事業年度末における財産目録及び貸借対照表又はこれらに準ずるもの
- 三 申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
- 四 役員及び設定登録等事務実施者の氏名及び略歴を記載した書類
- 五 設定登録等事務以外の業務を行っている場合は、その業務の種類及び概要を記載した書類
- 六 機関登録申請者が法第二十九条各号の規定に該当しないことを説明した書類

（機関登録の更新に係る準用）

第三条 法第三十条の二第一項の規定により、機関登録の更新を受けようとする場合は、前条の規定を準用する。

（事務所の変更の届出）

第四条 登録機関は、法第三十二条の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 変更後の設定登録等事務を行う事務所の所在地
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

（設定登録等事務規程）

第五条 法第三十三条第二項の設定登録等事務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

- 一 設定登録等事務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 手数料の収納の方法に関する事項
- 三 設定登録等事務の実施の方法に関する事項
- 四 設定登録等事務実施者の選任及び解任に関する事項
- 五 設定登録等事務実施者の設定登録等事務実施前の研修に関する事項
- 六 回路配置原簿及び閉鎖回路配置原簿並びに設定登録等事務に関する帳簿、書類及び資料の保存に関する事項
- 七 設定登録等事務に関して知り得た秘密の保持に関する事項
- 八 前各号に掲げるもののほか、設定登録等事務に関し必要な事項

2 登録機関は、法第三十三条第一項の規定により設定登録等事務規程の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に設定登録等事務規程の案を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。

3 登録機関は、法第三十三条第一項の規定により設定登録等事務規程の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 変更しようとする事項
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

（設定登録等事務の休廃止）

第六条 登録機関は、法第三十四条の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 休止し、又は廃止しようとする設定登録等事務の範囲
- 二 休止し、又は廃止しようとする年月日
- 三 休止しようとする場合にあつては、その期間
- 四 休止又は廃止の理由

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法等）

第七条 法第三十四条の二第二項第三号の経済産業省令で定める方法は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

2 法第三十四条の二第二項第四号の経済産業省令で定める電磁的方法は、次に掲げるものうち、登録機関が定めるものとする。

- 一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
- 二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調整するファイルに情報を記録したものを交付する方法

（事業計画等）

第八条 登録機関は、事業計画又は収支予算を変更しようとするときは、変更後の事業計画書又は収支予算書に、次に掲げる事項を記載した書類を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 変更しようとする事項
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

（役員等の選任及び解任）

第九条 登録機関は、法第三十六条の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 選任し、又は解任しようとする役員又は登録事務実施者の氏名及び略歴
- 二 選任し、又は解任しようとする年月日
- 三 選任又は解任の理由

（立入検査の身分証明書）

第十条 法第三十九条第二項の証明書は、別記様式によるものとする。

（帳簿の記載）

第十一条 法第四十二条第一項の経済産業省令で定める事項は、各月における登録の申請の件数、登録の件数及び法第四十八条第一項の請求の件数とする。

2 法第四十二条第一項の帳簿は、設定登録等事務を廃止するまで保存しなければならない。

（業務の引継ぎ等）

第十二条 登録機関は、法第四十五条第二項の規定により経済産業大臣が同項の設定登録等事務の全部又は一部を行う場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 引き継ぐべき設定登録等事務を経済産業大臣に引き継ぐこと。
- 二 回路配置原簿、閉鎖回路配置原簿並びに引き継ぐべき設定登録等事務に関する帳簿、書類及び資料を経済産業大臣に引き継ぐこと。
- 三 その他経済産業大臣が設定登録等事務の引き継ぎに関し必要と認める事項

(設定登録等事務の実施に要する費用の細目)

第十三条 回路配置利用権等の登録に関する政令第七十条第一項の経済産業省令で定める事項は、認可を受けようとする手数料の額を算出する基礎となる人件費及び事務費その他の経費の額並びに認可を受けようとする手数料の額の算出方法とする。

附則 この省令は、法の一部の施行の日(昭和六十年十一月二十九日)から施行する。ただし、第七条及び第十六条の規定は、法の施行の日から施行する。

附則 (平成六年九月三〇日通商産業省令第六六号)

(施行期日)

この省令は、行政手続法の施行の日(平成六年十月一日)から施行する。

附則 (平成九年三月二七日通商産業省令第三九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一〇年三月三〇日通商産業省令第三四号) 抄

第一条 この省令は、平成十年四月一日から施行する。

附則 (平成一二年一〇月三一日通商産業省令第二六一号)

この省令は、平成十二年一月六日から施行する。

附則 (平成一五年三月三一日経済産業省令第四三三号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一六年二月二六日経済産業省令第二三三号)

(施行期日)

第一条 この省令は、公益法人に係る改革を推進するための経済産業省関係法律の整備に関する法律の施行の日(平成十六年三月一日)から施行する。

(半導体集積回路の回路配置に関する法律第二十八条第一項に規定する指定登録機関を指定する省令の廃止)

第二条 半導体集積回路の回路配置に関する法律第二十八条第一項に規定する指定登録機関を指定する省令(平成十三年経済産業省令第三百三十四号)は、廃止する。

附則 (平成一七年三月四日経済産業省令第一四号)

この省令は、不動産登記法の施行の日(平成十七年三月七日)から施行する。

附則 (平成二〇年一二月一日経済産業省令第八二号)

この省令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日(平成二十年十二月一日)から施行する。

別記様式(第10条関係)

表 面

半導体集積回路の回路配置に関する法律
第39条の規定による立入検査証

写 真	押出スタンプ	職 名	年 月 日 生
		氏 名	年 月 日 発行
		経済産業大臣 ㊟	

裏 面

半導体集積回路の回路配置に関する法律抜粋

第39条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、登録機関に対し、その業務若しくは経理の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、登録機関の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項に規定する立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第55条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした登録機関の役員又は職員は、20万円以下の罰金に処する。

二 第39条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。